

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する

第三者委員会令和5年大総務監第14号に関する部会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和5年大総務監第14号に関する部会（以下「部会」という。）における調査審議に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の範囲と基本原則）

第2条 部会は、令和5年5月24日付け大総務監第14号の諮問書（以下「諮問書」という。）による市長からの諮問に基づき、次の各号に掲げる事項の調査審議を行う。

- （1） 調査事案（諮問書において調査審議の対象とされた事案をいう。以下同じ。）に係る事実関係の調査
- （2） 調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- （3） 前2号の調査審議の結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

2 前項の調査審議は、こども基本法（令和4年法律第77号）第3条の掲げる基本理念に基づき、とりわけ同基本法が則る児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の一般原則に照らして、子どもの意見表明を尊重し、以て子どもの最善の利益を第一に考慮することを原則として、これを行うものとする。

（会議の招集）

第3条 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、開催日の1週間前までに、開催日時、場所及び議題を、他の委員に通知する。ただし、会議を緊急に招集する必要があるときは、この限りでない。

（会議の運営）

第4条 部会の会議は、第2条第2項に基づき子どもの最善の利益を第一に考慮する原則を踏まえ、公正で民主的な運営を図るものとし、部会長が議長を務める。

2 第7条に定める事務局の職員は、部会長の求めに応じて部会の会議で発言することができる。

(会議の公開等)

第5条 部会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、部会の全会一致の決議により会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- (1) 調査事案に関係して特定の個人に関する情報を扱う必要がある場合
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 部会長は、第3条により部会の会議を招集するとき、当該の会議の議題等のうち前項により非公開になると考えられる部分について予告するよう努める。

(ウェブ会議の方法による開催等)

第6条 部会長が必要と認めるときは、部会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、部会の委員は、やむを得ない事情があつて、かつ部会長の承認が得られた場合は、ウェブ会議の方法で部会の会議に参加することができるものとし、これを以て部会の会議に出席したものとみなす。

(事務局)

第7条 部会の会議等に係る庶務的事項その他必要な事務を補助するために事務局を置き、大阪市総務局監察部監察課の職員がこれにあたる。

2 事務局の職員は、第2条第2項を踏まえ、部会の主体的で自律的な子どもの権利にかかわる第三者機関としての機能と役割を十分に認識し、その尊重を以て職務を担うものとし、特に部会長からの要請がない限り、審議及び調査には加わらない。

(専門委員)

第8条 部会は、第2条第2項に則り、特に子どもを対象とする聴き取りその他調査のより適切で円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成27年大阪市規則第177号）第5条により、専門委員を置くことができる。

(調査の実施)

第9条 調査は、部会の会議において、特に第2条第2項に照らして、その調査の目的、対象及び手法等について十分な共通認識を図り、これを実施するものとする。

2 調査にあたっては、利益相反する関係者を同席させないなど、調査対象者の自由な意見表明の担保に努める。

3 聴き取り調査は、これを非公開とし、その実施に際しては調査の趣旨や目的等を調査対象者に対して適切に説明し、その了承を得て、聴取内容を録取することができる。

4 部会は、調査の進捗を当該児童保護者に適切な段階で説明し、及び調査に関する当該児童保護者の意見等を聴取するよう努める。この場合において、部会は、プライバシーの保護及び円滑な調査を妨げることをしないよう配慮するとともに、第2条第2項に則り、当該児童の意見表明の権利を十分に尊重するものとする。

(資料提出その他の協力、専門的知見の提供)

第10条 部会は、第2条第1項の調査審議を行うにあたっては、調査事案の関係者に会議への出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 部会は、調査審議を進める中で必要と認める場合は、該当する課題に関する専門的知見を有する有識者を会議に招くなどして、その専門的知見の提供を求めることができる。

(議事要旨の作成と公表)

第11条 部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目、審議の概要その他必要な事項を記載した議事要旨を作成するものとする。

2 前項の議事要旨は、部会長の指示に従い、原則として事務局が起案し、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

3 事務局は、前項により作成された議事要旨を所定の手続により公開するとともに、速やかに委員に送付しなければならない。

(答申)

第12条 部会は、調査審議を終えた場合は、その結果を報告書として取りまとめ、これを第2条第1項の市長からの諮問に対する答申として、市長に提出しなければならない。

2 部会は、前項により答申を行うにあたっては、当該児童保護者に対して必要な説明に努めなければならない。この場合において、部会は、第2条第2項に則り、当該児童の意見表明の権利を十分に尊重するものとする。

3 部会は、第1項の報告書について、これを第2条第2項に則り、教育委員会に提出する。

(委員の守秘義務)

第13条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員の報告義務)

第14条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合は、その旨を市長及び部会に報告しなければならない。

2 部会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の可否について、市長に意見を述べるものとする。

(施行の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。